

資料 各省庁への要請書

提出日 2010年1月29日

提出者 日本共産党京都府委員長 渡辺和俊 京都国政委員長 成宮まり子
京都府会議員団長 新井進 京都市会議員団長 山中渡

厚生労働大臣 長妻昭殿 総務大臣 原口一博殿

医療・社会保障の充実を求める申し入れ

- ①世界に例がない差別的医療制度である後期高齢者医療制度はただちに廃止すること。廃止にともなう保険料の軽減や国保財政への助成を行い、高齢者の医療費窓口負担を軽減すること。診療報酬を抜本的に増額し、患者を追い出す「長期入院患者」の減額規定の廃止など医療現場の切実な声にこたえること。
- ②京都の北部・南部では産科・小児科をはじめ医師不足による「医療崩壊」が深刻にすすんでいる。この問題の解決のために以下のことを行うこと。
▽国立大学の医学部定員を拡大すること。▽国から財政支援を受けずに自治体が独自に運営している公立医科大学分の定員については、別枠として臨床研修医定員に加算措置を講ずるなど、支援すること。▽北部、南部での小児科救急医療体制の拡充のために、自治体がとりくんでいる休日診療所への財政支援を行うこと。来年度予算案で二次救急医療体制の充実に6.8億円の予算がつけられているが、財政支援を初期救急医療機関にまで広げること。
- ③へき地保健医療対策予算を抜本的に増やして、過疎地における救急医療体制の確立のための特別の支援をおこなうこと。
- ④地域住民のいのちと健康を守るかけがえのない役割を果たしている自治体病院への財政支援を強化すること。
- ⑤障害者、家族、関係者の切実な願いである障害者自立支援法の廃止を1日も早く実現すること。応益負担の廃止、報酬の大幅引き上げなど、障害者の苦しみを少しでも軽減するための施策を緊急に講じること。
- ⑥子どもの医療、発達障害への対策を強めること。
▽子どもの医療費無料化を国の制度として確立し、負担軽減をはかること。▽ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンを定期接種に組み入れること。新型インフルエンザのワクチンへの負担軽減を行うこと。▽小児慢性特定疾患治療研究事業の対象が限定されているが、対象を広げること。20歳を過ぎても引き続き治療が必要な場合は、特定疾患治療研究事業の対象疾患にするなど、支援すること。▽発達障害と呼ばれる児童への相談・診断と支援施設、地域のネットワーク作りを急ぐこと。▽障害児の放課後デイサービスを、すみやかに制度化すること。さらに、支援学校にも設置できるようにすること。
- ⑦待機児童をすみやかにゼロにするために、認可保育所を大幅に増設すること。希望者全員が入所できるよう学童保育を抜本的に拡充すること。保育への公的責任を放棄し、負担増や格差を持ち込む基準緩和などは撤回すること。
- ⑧憲法25条の生存権を保障する社会保障、「権利としての社会保障」を、社会のあらゆる分野でうちたてること。とりわけ、生活保護の母子加算に続き高齢加算をただちに復活すること。

緊急雇用対策本部長・内閣総理大臣 鳩山 由紀夫殿

雇用、失業者対策の抜本的強化を求める申し入れ

- ①雇用保険法27条にもとづき、厚生労働大臣の判断で雇用保険の「全国延長給付」をただちにおこ

なうこと。また雇用保険資格がない失業者を救済する制度を創設すること。

②ジャトコ京都工場で違法な雇い止めが行われ再雇用もされないなど、非正規労働者をもの扱いは大企業の実態は引き続き重大である。労働者派遣法の改正にあたっては、製造業派遣について常用型派遣を「禁止の例外」とし、実施時期を3年後、5年後に先送りするのではなく、ただちに抜本的に改正すること。大企業にたいしては、巨額の内部留保を雇用確保の還元、「非正規切り」＝解雇・雇い止めをやめさせて、労働者の雇用安定の責任を果たすよう強く指導すること。深夜手当でも出さないなど悪質な派遣会社にたいする監督・指導を強めること。

③「生活福祉資金」は昨年10月、制度見直しが行われ、個人経営の零細業者などの生活支援に期待が広がっている。しかし、社会福祉協議会の窓口では従来の取扱のまま新しい制度が徹底されていないところもあるので、都道府県社会福祉協議会に徹底されたい。あわせて、「生活福祉資金」実施主体の社会福祉協議会の運営強化を予算に盛り込むこと。

④ワンストップサービスのとりくみを今後も継続すること。同時に、京都市ではワンストップサービスに生活保護申請の窓口が置かれず、ワンストップになっていない実態があった。年末のワンストップサービスの全国的な実態がどうであったかという評価をふまえて、生活保護申請まで実施されるよう国としての責任も果たし支援を強めること。また一人ひとりの相談者の問題が解決できるまで相談・支援体制がとれるよう制度化すること。緊急宿泊所を国の責任で確保すること。

⑤深刻な事態が続いている高卒者（障害児学校高等部卒業生を含む）、大卒者の就職支援をさらに強化すること。とくに、新規高卒者を雇用する地元企業にたいする「雇用奨励補助金制度」の創出、「雇用創出企業」リストの効果、未就職者の職業訓とその間の生活保障の制度化や卒業後のフォローアップの体制と期間などについて、全国的な自治体のとりくみの現状、教訓を明らかにし、指導・徹底を行うこと。ジョブサポーターについては、求人開拓の経験のある元教員を配置し指導も強めること。障害のある高卒者（障害児学校高等部卒業生を含む）の就職支援のための特別支援員を配置するなど、とりくみを強化すること。京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）を存続させること。また、就職から進学への進路変更をした場合の入学金の補助をおこなうこと。

⑥トステム綾部工場の閉鎖は、実質黒字経営の「住生活グループ」とトステム本社の成長戦略にもとづいて、個別の単体企業であるトステム綾部工場など全国の工場を集中再編し、中国大連の工場に統合するというもので、企業の利益のために労働者の雇用を破壊し、地域経済も空洞化させるものである。このような大企業の身勝手を放置して雇用も経済も守ることはできない。「住生活グループ」、トステム本社にたいして、綾部工場の閉鎖を中止し労働者の雇用を守るよう厚生労働省として強い対応を行うこと。また不当な退職強要については厳しく指導すること。

経済産業大臣 直嶋 正行殿 金融担当大臣 亀井 静香殿

中小・零細企業支援についての抜本的強化を求める申し入れ

①「中小企業金融円滑化法」を適正に実施するとともに、大銀行による貸し渋り、貸しはがしをやめさせ、信用保証制度をさらに改善して中小企業の資金繰りを融資面で支える体制を抜本的に拡充すること。

▽「中小企業金融円滑化法」の実施にかかわって、借り換えや元金据え置き等返済条件変更の申し入れに積極的に対応するよう金融機関への指導を行うこと。また条件変更や借り換え等によって発生する信用保証料等の負担を軽減する特別措置を講じること。▽保証料・金利負担の軽減のために、「ゼロ金利」融資を国の制度として実施すること。▽緊急保証制度について、実施期間を延長し、対象を全業種に拡大すること。▽保証協会が中小企業の実情にそって機能するよう指導を強めること。

②中小企業・町工場の経営危機を回避し、優れたものづくりなどの産業基盤、伝統地場産業を維持するための休業補償の制度化、中小貸し工場の家賃や光熱費など固定費への補助、固定資産税の減免などの

直接補助を緊急に確立・指導すること。

③違法な「下請切り」など大企業の横暴から中小零細企業を守るため、下請2法の厳格な運用につとめるとともに、法執行にあたる下請代金検査官の増員を行うこと。

④中小企業の仕事と雇用を生み出すための対策を強めること。

▽小中学校などの耐震化計画の削減をやめ、学校耐震化、橋梁・道路補修など生活・教育・福祉関連の公共事業予算を増額し、中小企業向け官公需を拡充すること。国の制度として住宅改修助成を行うこと。公契約法を制定すること。▽太陽光発電など再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策の点でも今後、需要の拡大が期待されるが、太陽光発電の住宅用工事の補助金を出す条件が「10年間メーカー保証」になっていて、太陽光パネルメーカー主導になっている。また、太陽光発電の電気工事は中小電気工事業者にとって、特に住宅用は難しくない工事だと言われているが、中小業者が参入するためには、一部大手メーカーのライセンスを取得しなければ参入が困難な状況がある。しかも売り上げのほとんどがメーカーに吸い上げられている。これらの問題を改善し、太陽光発電の住宅工事などに中小電気工事業者が参入しやすくすること。

⑤西陣織物をはじめ京都のすぐれた伝統地場産業を守り発展させるために、販路の新たな拡大、後継者育成、道具類の確保と存続を国の施策として位置づけ、伝統産業振興の予算を大幅に増額させること。輸入急増から国内産業を守るため「セーフガード」の発動など実効ある規制策を講じること。

⑥大型店の無秩序な出店で、地域の商店街が壊滅的打撃を受けている。経済・環境アセスメントを義務づけること。大店立地法を、歩いていける範囲で誰もが買い物できる「まちづくり」、地域商業・商店街の振興発展のために、需給調整できる法体系に改めること。

⑦雇用の七割を支えている中小企業向け雇用調整助成金の期間を延長するとともに、助成対象とならない家族従業者についても特別の措置を行うこと。

農林水産大臣 赤松 広隆殿

農林漁業対策についての申し入れ

①政府の「農業者戸別所得補償制度」は、標準的な生産費をあまりにも低く設定したうえ、単価を全国一律にしたため、とりわけ小規模農家の多い京都府では農家の苦境を打開するものになっていない。また「水田利活用自給率向上事業」では、大豆、麦以外の転作作物への助成額を一律にしたため、黒大豆、小豆、京野菜など地域振興作物への助成額が減少することへの不安が広がっている。農家の不安にこたえ、農業予算を基幹産業にふさわしく位置づけて、米の生産費水準を引き上げるなど、戸別所得補償政策をさらに充実させること。転作作物への助成金は地域に応じて柔軟に決められるようにすること。黒大豆については対象作物の「大豆」に加え、小豆も「麦、大豆、飼料作物」と同じ扱いをすること。

②日豪EPA交渉を中止し、米国とのFTA・EPAの締結はやめること。ミニマムアクセス米の義務的輸入を中止し、米価暴落への対策を強めること。

③新規就農者への生活支援や資金、技術、住居などの総合的な支援体制を整え、後継者やUターンにも活用できる月15万円を3年間支給する「就農者支援制度」を確立すること。大規模農家や生産組織への支援と共に、多様な家族経営を支援すること。中山間地等直接支払制度を充実・改善すること。過疎集落への支援を強化すること。パイプハウスの補助事業について、面積要件などの条件を緩和し、小規模な農家にも支援をおこなうこと。

④森林の多面的な機能を発揮するために、市町村への財政措置を拡充し、森林組合などの林業事業体への支援を強化すること。

⑤違法すれすれの若狭湾沖での巻き網船乱獲に対して、監視を強化すると共に罰則規定を明確にすること。

⑥日本海における大型クラゲによる漁業被害は深刻さを増しており、対策の強化が求められている。日中韓の連携で科学者との研究を強化し、原因究明と大量発生を抑える対策をおこなうこと。漁労作業と一体となる駆除作業を認め、現場に応じた補助事業の運用をおこなうこと。漁業共済の運用緩和をおこなうこと。所得保障や休漁支援をおこない、破網修理助成などの漁具被害の補償をおこなうこと。

⑦急激に増加している鹿、イノシシ、猿など有害鳥獣被害の実態調査や・駆除・防除のため専門職員の配置、近隣の都道府県との連携をはかるための協議機関を設けるなど、対策を強めること。

文部科学大臣 川端 達夫殿

教育政策にかかわる申し入れ

①若手研究者に定職への道をひらくテニュアトラック支援事業、若手を対象にした科学研究費補助金、博士課程院生とポスドクを対象に研究を奨励する特別研究員事業など、若手研究者への支援策の削減を行わず、拡充、充実させること。女性研究者についても地位向上、能力を十分発揮できる抜本的な環境整備をはかること。

②国の制度として少人数学級に踏み出すこと。

③教育のすべての段階での教育費負担の軽減・無償化、とりわけ高校と大学の学費無償化をはかること。返済不要の給付制奨学金を創設すること。09年度の高校生学費滞納状況調査を早急に実施し、経済的理由での中退者を出さない手立てをただちに行うこと。

④世界でも異常な競争主義と序列主義の教育を根本からあらため、学習指導要領の強制をはじめ教育内容への国家的統制をやめること。教育への国家的介入をすすめる憲法違反の改悪教育基本法を抜本的に改定し、日本国憲法と子どもの権利条約の原理に立脚し、国民の教育権、教育の自由と自主性を擁護・発展させる新しい教育基本法策定を行うこと。

国土交通大臣 前原 誠司殿

水害、高潮対策、および公共工事対策などについての申し入れ

①住民にとって危険、景観破壊、負担増の天ヶ瀬ダム再開発と毎秒1500トンの放流計画を中止し抜本的見直しを行うこと、宇治川堤防の強化を急ぐこと、塔の島地区の景観・河川環境の再生を行うこと。

②由良川改修計画について、23号台風で被害をうけ改修計画対象からはずれている地域を計画に入れること。かさ上げ地域の改修工事を促進すること。排水ポンプの設置など、内水対策と国道175号線の浸水対策をすること。

③舞鶴・宮津市・与謝野町などの高潮被害をなくすために抜本的な対策を京都府や市町と協議しながら行うこと。道路のかさ上げ、家屋のかさ上げへの支援をおこなうこと。

④必要性のまったくない畑川ダム建設は中止すること。

⑤地方自治体が運行する地方バスへの補助の増額、地方公共交通維持のための支援を拡充すること。

⑥福知山市の30年来遅々とすすまない9号線拡幅工事を促進すること。

⑦伊根町蒲入バイパストンネルの工事を促進すること。

⑧UR再生・再編計画について。都市再生機構の民営化、団地の売却・削減をやめること。整理合理化計画凍結をふまえ、UR再生・再編計画を抜本的に見直すこと。定期借家契約を拡大しないこと。八幡・男山団地における集約化計画について、自治体、住民、市との協議を重ね、希望者全員が住み続けられること、エレベーター設置などのバリアフリー化、高齢者見守り活動などの福祉サービスの提供など、住民の要望をふまえたものにする。